

新型インフルエンザ対策について

平成 21 年 5 月 29 日
保 健 福 祉 部

1 はじめに

WHOは、メキシコから端を発した新型インフルエンザの警戒レベルを、4月29日に「フェーズ4」を4月30日には「パンデミックが差し迫っている」として「フェーズ5」を宣言した。

厚生労働省は、WHOの宣言を受け、4月29日に新型インフルエンザの発生を宣言、危機管理レベルを「第一段階（海外での発生）」とし、5月16日に神戸市の高校生が新型インフルエンザに感染していることが確認され、国内でヒトからヒトに感染したことを受け、5月18日に「第二段階（国内発生早期）」に引き上げた。

なお、WHO等の知見によるとウイルスは、感染力が強いものの弱毒性とされている。しかし、糖尿病患者等の免疫が低下している人が感染すると重症化することが危惧されている。

2 感染者の状況

区 分	国 内	WHO発表（43カ国）				
		メキシコ	アメリカ	カナダ	その他	
感染者	345	12,022	3,892	6,552	719	859
死者	0	86	75	9	1	1

※ 国内は5月25日12時現在、WHO発表は5月23日15時現在（日本を含む。）

3 国の対応

- (1) 水際対策の推進：ウイルスが弱毒であること、国内での発生が確認されたことから縮小
- (2) ウイルスの確定検査：国立感染症研究所から地方衛生研究所
- (3) 学校閉鎖等：毒性がわかってきたことから、地域を限定して対応
- (4) 行動計画やガイドライン等に基づく対応から「基本的対処方針」による対応に変更

4 県の対応

- (1) 対策本部幹事会を随時に開催：情報の共有、対策の確認
- (2) 発熱相談センターの設置（県庁保健衛生課、県内10保健所）
【相談件数（5月25日現在1,454件（盛岡市も含む。））】
※ 感染を疑う事例は無いと聞いている。
- (3) ウイルス検査体制、治療薬の放出方法の確認
- (4) 発熱外来の設置（盛岡赤十字病院、県立中央病院、盛岡市立病院）
現時点での入院可能ベット数：45床（発熱外来設置病院ほか10病院を予定）
※ 増設に向けて病院と調整、まん延期には、一般診療所でも診察することで医師会と調整

5 市の対応状況と今後の対応

- (1) 情報の収集
国、県の情報の把握に努めるとともに、必要な情報を市民に提供
- (2) 対策本部の設置
 - ・ 盛岡市保健所健康危機対策本部の設置（本部長：保健所長）【4月28日（火）14：00】
本部会議の開催【4月28日（火）14：00】
（現状、当面の対応、各課の任務の確認・共有）

- ・ 盛岡市健康危機対策本部の設置（本部長：市長）【5月16日(土)正午】
 - ・ 盛岡市健康危機対策本部第1回本部会議の開催【5月18日(月)9時55分】
（現状、当面の対応、今後の検討事項を確認・共有）
 - ・ 盛岡市健康危機対策本部本部連絡員会議の開催【5月26日(火)13:30】
（現状、具体的な対応内容を確認・共有）
- (3) 市民に対する情報の提供
- ・ 「ウェブもりおか」に掲載（適宜修正）
 - ・ 市広報紙への掲載（6月1日）
 - ・ 保健推進員の地区会議において、チラシを配布
 - ・ リーフレット作成，地区担当員に配布し，地区回覧により市民に周知（6月上旬）
- (4) 相談窓口の設置
- 盛岡市保健所保健予防課に4月26日から豚インフルエンザ対応の相談窓口を設置，4月28日から新型インフルエンザ対応の「発熱相談センター」に移行
土日祝祭日を含む毎日 午前9時から午後5時30分
【相談状況：267件，内容：発熱等症状，医療機関受診，渡航】（5月25日現在）
※ 感染を疑う事例2件（詳細検査PCR陰性）
- (5) 帰国者の健康調査
- 検疫所からの情報のあった海外からの帰国者及び入国者
【調査件数：83人】（国の対応の変更により5月22日をもって終了）
※ 感染を疑う事例は確認されませんでした。
- (6) 医療体制の確認
- ・ 県が設置した発熱外来の設置病院に対し，検体採取セットの配布
 - ・ 外来受診方法（入口，連絡方法）の確認
患者 ⇒ 発熱相談センター ⇒ 発熱外来医療機関 ⇒ 入院医療機関
※ 医療機関受診前に，必ず，電話での相談・連絡をお願いしています。
- (7) 医療費等
- ・ 感染が確認された者：感染症法に基づき全額公費負担
 - ・ 患者と濃厚接触した者（家族等）の保健所長の勧告により検査：全額公費負担
 - ・ 接触は無いが疑われる者の検査（保健所長の勧告なし）：健康保険診療
※ 詳細については，現在，県に確認している。
- (8) 行政サービスの確保対策
- ・ 各部局課の「業務継続計画」の策定
※ 業務継続計画：まん延期における，市の行政サービスの優先順位等の計画
 - ・ 職員の感染防護用品の確保（マスク，手指消毒薬）等
- (9) 今後の検討事項
- ・ 要援護者に対する支援対策の検討
 - ・ 集会等の自粛等に関する要請内容の検討
 - ・ 学校等の限定的な休業等に関する要請内容の検討
 - ・ 事業者に対する営業に関する要請内容の検討

もっとも重要なことは，正確な情報に基づき，冷静に適時・適切な行動をとることです。